

松戸都市計画下水道の変更

(松 戸 市 決 定)

計 画 書

〔松戸市第5号公共下水道〕

令和8年 月

千葉県松戸市

松戸都市計画下水道の変更（松戸市決定）

都市計画松戸市第5号公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約 363ha

雨水 約 358ha

理 由

管渠整備状況を勘案し効率的な下水道整備を行うため、汚水は松戸市第1号公共下水道の一部区域を松戸市第5号公共下水道へ編入する。また、雨水は松戸市第5号公共下水道の一部区域を松戸市第1号公共下水道へ編入するものである。

理 由 書

令和7年度に変更した松戸市手賀沼流域関連公共下水道全体計画において管渠整備状況を勘案し効率的な下水道整備を行うため、一部処理区界の変更を行っています。それに合わせて都市計画決定区域を変更するものです。

【汚水】

五香駅の北側にあたる処理区境は県道である。県道内に2本、各処理区の污水管を埋設予定であったが、地下埋設物が輻湊しており、1本しか埋設するスペースが確保できないため、一部江戸川左岸処理区から手賀沼処理区に変更する。(手賀沼処理区の污水本管理設済) また、県道より北側で一部、接道する道路が手賀沼処理区のため、江戸川左岸処理区から手賀沼処理区に変更する。

【雨水】

江戸川左岸処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区は、一部区域が手賀沼処理区である。該当区域は、手賀沼処理区から江戸川左岸処理区へ流入し、春木川1号水路へ放流する計画となっている。そのため、下流先と整合を図り、手賀沼処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区の一部区域を江戸川左岸処理区に変更する。

都市計画の策定経緯の概要書

松戸都市計画下水道の変更

事 項	時 期	備 考
千葉県県土整備部 都市整備局長への事前協議	令和8年5月12日	松建整第 39号 令和8年5月12日
都市計画案の概要の 公告・縦覧	令和8年7月 1日から 令和8年7月15日まで	松戸市公告第85号 令和 8年 7月 1日 縦覧者 0人 公述申出書の提出 0人
都市計画公聴会	令和8年8月27日	中止
都市計画案の公告・縦覧	令和8年9月 1日から 令和8年9月15日まで	予定 松戸市公告第 号 令和 年 月 日 縦覧者 人 意見書の提出
市都市計画審議会	令和8年10月14日	予定 松街都計審第 号 令和 年 月 日
千葉県知事への 協議の申出	令和8年11月 4日	予定 松建整第 号 令和 年 月 日
千葉県知事の協議回答	令和8年11月18日	予定 下第 号 令和 年 月 日
決定告示	令和8年12月11日	予定 松戸市告示第 号 令和 年 月 日

参 考

計画書の新旧対照

変更前
変更後

松戸都市計画下水道の変更（松戸市決定）

都市計画松戸市第5号公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 松戸市第5号公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 汚水 約 362ha

約 363ha

雨水 約 362ha

約 358ha

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
高柳第1号 汚水幹線	松戸市六高台九丁目	松戸市六高台九丁目	

理 由

管渠整備状況を勘案し効率的な下水道整備を行うため、汚水は松戸市第1号公共下水道の一部区域を松戸市第5号公共下水道へ編入する。また、雨水は松戸市第5号公共下水道の一部区域を松戸市第1号公共下水道へ編入するものである。

参 考

計 画 概 要 書

松戸都市計画下水道変更概要書

1. 変更の趣旨

令和7年度に変更した松戸市手賀沼流域関連公共下水道全体計画において管渠整備状況を勘案し効率的な下水道整備を行うため、一部処理区界の変更を行っています。それに合わせて都市計画決定区域を変更するものです。

【汚水】

五香駅の北側にあたる処理区境は県道である。県道内に2本、各処理区の污水管を埋設予定であったが、地下埋設物が輻湊しており、1本しか埋設するスペースが確保できないため、一部江戸川左岸処理区から手賀沼処理区に変更する。(手賀沼処理区の污水本管理設済) また、県道より北側で一部、接道する道路が手賀沼処理区のため、江戸川左岸処理区から手賀沼処理区に変更する。

【雨水】

江戸川左岸処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区は、一部区域が手賀沼処理区である。該当区域は、手賀沼処理区から江戸川左岸処理区へ流入し、春木川1号水路へ放流する計画となっている。そのため、下流先と整合を図り、手賀沼処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区の一部区域を江戸川左岸処理区に変更する。

2. 松戸市公共下水道概要

都市計画の名称	松戸都市計画
下水道の名称	松戸市第1号公共下水道 松戸市第3号公共下水道 松戸市第5号公共下水道
処理区域名	江戸川左岸処理区（松戸市第1号公共下水道） 金ヶ作処理区（松戸市第3号公共下水道） 手賀沼処理区（松戸市第5号公共下水道）
行政区域面積	6,138 ha
下水道全体計画面積 （市全体）	5,720 ha 5,300 ha（江戸川左岸流域関連）※金ヶ作処理区を含む 420 ha（手賀沼流域関連）
都市計画決定面積 （市全体）	4,463 ha 3,937 ha（江戸川左岸流域関連）松戸市第1号公共下水道 163 ha（金ヶ作処理区）松戸市第3号公共下水道 363 ha（手賀沼流域関連）松戸市第5号公共下水道

行政人口	50.2 万人（令和 7年度末）
下水道全体計画人口 （市全体）	43.9 万人（目標 江戸川左岸流域関連 2049 年度） （目標 手賀沼流域関連 2051 年度） 40.4 万人（江戸川左岸流域関連） 3.5 万人（手賀沼流域関連）

3. 松戸市第5号公共下水道変更概要

項目	計画変更	既決定 (平成 24 年度)	備考
決 定 面 積	363 ha	362 ha	1ha の追加
決 定 人 口	40,310 人	←	
排 除 方 式	分流式	←	
流 量 算 定	合理式 $Q = \frac{1}{360} C \cdot I \cdot A$	←	
降 雨 強 度 式	$I = \frac{4900}{t+38}$ (50mm/hr) (5年確率)	←	
流 出 係 数	0.60~0.80	←	
流 入 時 間	7 分	←	
流 速 (汚 水) (雨 水)	0.60~3.00 m/sec 0.80~3.00 m/sec	←	
汚 水 量 原 単 位 (最 終)	日 平 均 345 l/人・日 日 最 大 435 l/人・日 時 間 最 大 615 l/人・日 (地下水 75 l/人・日)	375 l/人・日 475 l/人・日 680 l/人・日 (70 l/人・日)	30 l/人・日の減 40 l/人・日の減 65 l/人・日の減 5 l/人・日の増
処理水量 (日最大)	家 庭 14,520 m³/日 工 場 0 m³/日 地下水 3,030 m³/日 計 17,550 m³/日	16,330 m³/日 0 m³/日 2,820 m³/日 計 19,150 m³/日	1,810 m³/日の減 - 210 m³/日の増 1,600 m³/日の減
余 裕 (汚 水)	25~100%	←	
(雨 水)	特に考慮しない	←	

参 考

新 旧 对 照 表

新 旧 対 照 表
(松戸市第5号公共下水道)

項 目	計 画 変 更	既 決 定 (平成 24 年度)	備 考
1. 下水道の名称	松戸市第5号公共下水道	松戸市第5号公共下水道	変更なし
2. 排水区域 (汚 水)	手賀沼処理区 363ha	手賀沼処理区 362ha	1ha の追加
	鎌ヶ谷第 2-1 処理分区 56ha	鎌ヶ谷第 2-1 処理分区 56ha	変更なし
	鎌ヶ谷第 2-2 処理分区 12ha	鎌ヶ谷第 2-2 処理分区 12ha	〃
	柏第 10 処理分区 8ha	柏第 10 処理分区 8ha	〃
	松戸処理分区 235ha	松戸処理分区 234ha	1ha の追加
	鎌ヶ谷第 4 処理分区 52ha	鎌ヶ谷第 4 処理分区 52ha	変更なし
(雨 水)	排水区 7 力所 358ha	排水区 5 力所 362ha	4ha の減
	高柳排水区 205ha	高柳排水区 205ha	変更なし
	大津川左岸第 6 排水区 37ha	大津川左岸第 6 排水区 37ha	〃
	西部第 2 排水区 76ha	西部第 2 排水区 76ha	〃
	西部第 5 排水区 21ha	西部第 5 排水区 21ha	〃
	西部第 7 排水区 19ha	西部第 7 排水区 19ha	〃
	—	春木川東部第 1 排水区 1ha	1ha の減 (0. 6ha)
	—	春木川東部第 2 排水区 3ha	3ha の減 (3. 3ha)
3. 下水管渠 (汚 水)	幹 線 数 1 本	幹 線 数 1 本	変更なし
	高柳第 1 号汚水幹線 ◎0. 7 510m	高柳第 1 号汚水幹線 ◎0. 7 510m	〃
(雨 水)	なし	なし	〃
4. ポンプ施設	なし	なし	〃
5. 処理施設	なし (手賀沼流域下水道へ流入)	なし (手賀沼流域下水道へ流入)	〃

参 考

变 更 経 過 一 覧

松戸市5号公共下水道経過一覧表

令和 8年 4月 1日現在

変更回数	種 別	取 得 年 月 日	面積(ha)	人口 (人)	日最大 汚水量 (m ³ /日)	事業費 (百万円)	事業費 (汚水) (百万円)	事業費 (雨水) (百万円)	目標年度又 は事業年度	内 容
当 初	全 体 計 画	昭和 62年 2月	406	34,910					S75	利根川・印旛沼・手賀沼流域に係る下水道整備総合計画
当 初	都 市 計 画 決 定	昭和 62年 2月 24日 松戸市告示第33号	153	13,900	8,561				S75	区域153haの決定（汚水・雨水）、汚水・雨水幹線4本の決定
	下水道法事業認可	昭和 62年 6月 2日 千葉県下計指令第2号の2	148	13,350	6,408	3,012.00	3,012.00	0.00	S62～68	区域148haの決定（汚水のみ）、汚水幹線4本の決定
	都市計画法事業認可	昭和 62年 6月 2日 千葉県告示第541号	148			3,012.00	3,012.00	0.00	S62～68	区域148haの決定（汚水のみ）、汚水幹線4本の決定
第 1 次変更	都 市 計 画 決 定	—	—							—
	下水道法事業認可	平成 元年 6月 23日 千葉県下計指令第2号の4	148	13,350	6,408	6,235.70	4,732.74	1,502.96	S62～H5	区域141haの追加（雨水のみ）、雨水幹線4本の決定、事業費の変更
	都市計画法事業認可	平成 元年 6月 23日 千葉県告示第643号	148			6,235.70	4,732.74	1,502.96	S62～H5	区域141haの追加（雨水のみ）、雨水幹線4本の決定、事業費の変更
第 1 回	全 体 計 画	—	406	40,000					H17	印旛沼・手賀沼におけるN・Pに係る流域別下水道整備総合計画
第 2 次変更	都 市 計 画 決 定	平成 2年 12月 5日 松戸市告示第 265号	205	20,700	12,708				H17	区域52haの追加（汚水・雨水）一部幹線の廃止（汚2本、雨3本）、一部幹線の変更（汚2本、雨1本）
	下水道法事業認可	平成 3年 3月 22日 千葉県下計指令第2号の11	198	19,620	10,791	8,261.30	6,676.48	1,584.82	S62～H5	区域50haの追加（汚水のみ）、汚水幹線1本追加、事業費の変更
	都市計画法事業認可	平成 3年 3月 22日 千葉県告示第248号	198			8,261.30	6,676.48	1,584.82	S62～H5	区域50haの追加（汚水のみ）、一部幹線の廃止（汚2本、雨3本）、一部幹線の変更（汚2本、雨1本）、事業費の変更
第 3 次変更	都 市 計 画 決 定	平成 4年 3月 9日 松戸市告示第43号	294	29,150	17,909				H17	区域89haの追加（汚水・雨水）、処理分区分区域の変更
	下水道法事業認可	平成 5年 1月 26日 千葉県下計指令第2号の6	292	28,110	15,742	12,422.19	10,699.94	1,722.25	S62～H10	区域94haの追加（汚水のみ）、処理分区分区域の変更、事業費の変更
	都市計画法事業認可	平成 5年 1月 26日 千葉県告示第72号	292			12,422.19	10,699.94	1,722.25	S62～H10	区域94haの追加（汚水のみ）、処理分区分区域の変更、事業費の変更
第 4 次変更	都 市 計 画 決 定	平成 10年 4月 22日 松戸市告示第134号	358	35,350	21,709				H22	区域64haの追加（汚水・雨水）、幹線の廃止（汚1本、雨1本）
	下水道法事業認可	平成 11年 3月 29日 千葉県下計指令第71号	356	37,000	18,815	16,195.88	14,307.03	1,888.85	S62～H15	区域64haの追加（汚水のみ）、汚水幹線2本追加、事業費の変更
	都市計画法事業認可	平成 11年 3月 30日 千葉県告示第393号	356			16,195.88	14,307.03	1,888.85	S62～H15	区域64haの追加（汚水のみ）、幹線の廃止（汚1本、雨1本）、事業費の変更
第 5 次変更	都 市 計 画 決 定	平成 13年 3月 30日 松戸市告示第135号	358	35,350	21,770				H22	区域±1.3haの変更（汚水・雨水）
	下水道法事業認可	平成 13年 4月 25日 千葉県下計指令第2号	356	37,000	18,815	16,195.88	14,307.03	1,888.85	S62～H15	区域±1.3haの変更（汚水・雨水）、一部幹線の変更（汚1本）
	都市計画法事業認可	平成 13年 5月 18日 千葉県告示第627号	356			16,195.88	14,307.03	1,888.85	S62～H15	区域±1.3haの変更（汚水・雨水）
第 2 回	全 体 計 画	—	406	47,000					H29	目標年次、人口、原単位、汚水量、管渠計画等の変更
第 6 次変更	都 市 計 画 決 定	—	—							—
	下水道法事業認可	平成 14年 3月 4日 千葉県下計指令第19号	356	43,430	18,770	20,267.12	17,903.46	2,363.66	S62～H19	事業期間、原単位、汚水幹線1本追加、1本廃止、事業費の変更
	都市計画法事業認可	平成 14年 3月 29日 千葉県告示第296号	356			20,267.12	17,903.46	2,363.66	S62～H19	事業期間、資金計画の変更
第 7 次変更	都 市 計 画 決 定	—	—							—
	下水道法事業認可	平成 20年 2月 5日 千葉県下指令第5283号	356	42,170	18,240	21,091.38	18,631.59	2,459.79	S62～H22	事業期間、一部区域の変更、事業費の変更
	都市計画法事業認可	平成 20年 2月 26日 千葉県告示第225号	356			21,091.38	18,631.59	2,459.79	S62～H22	事業期間、資金計画の変更
第 8 次変更	都 市 計 画 決 定	—	—							—
	下水道法事業認可	平成 20年 5月 30日 千葉県下指令第144号	356	42,170	18,240	37,060.77	32,738.55	4,322.22	S62～H22	耐震化事業追加
	都市計画法事業認可	平成 20年 6月 17日 千葉県告示第556号	356			37,060.77	32,738.55	4,322.22	S62～H22	耐震化に伴う資金計画の変更
第 3 回	全 体 計 画	平成 24年 3月 28日	419	41,000	19,475				H. 36	目標年度 H29→H36、原単位690%→ 680%、人口47,000人→41,000人、処理区界の変更（+13ha）
第9次変更	都 市 計 画 決 定	—	—							—
	下水道法事業計画	平成 23年 3月 29日 千葉県下指令第728号	356	41,170	17,800	40,895.31	36,125.88	4,769.43	S62～H27	事業期間の変更 H36諸元先取り変更
	都市計画法事業認可	平成 23年 3月 29日 千葉県告示第269号	356			40,895.31	36,125.88	4,769.43	S62～H27	事業期間の変更
第10次変更	都 市 計 画 決 定	平成 24年 12月 14日 松戸市告示第514号	汚水362 雨水362	40,310	19,150					全体計画変更に伴う処理区界の変更（3.9ha 汚水雨水追加 市街化区域のみ）
	下水道法事業計画	平成 26年 4月 24日 下第46号	360	41,140	17,960	43,612.06			S62～H30	鎌2-2処理分区の汚水処理区域拡大（3.9ha）・松戸市下水道総合地震対策計画位置付け・事業期間延伸
	都市計画法事業認可	平成 26年 5月 16日 千葉県告示第341号	360			43,612.06			S62～H30	鎌2-2処理分区の汚水処理区域拡大（3.9ha）・事業期間延伸
第11次変更	都 市 計 画 決 定	—	—							—
	下水道法事業計画	平成 30年 2月 8日 下第519号	360	40,480	17,510	44,532.91			S62～H35	松戸市下水道総合地震対策計画期間延伸・事業計画期間延伸
	都市計画法事業認可	平成 30年 2月 27日 千葉県告示第80号	360			44,532.91			S62～H35	事業計画期間延伸
第 4 回	全体計画	令和5年 3月 30日								事業期間延伸 R6→R8
第12次変更	都 市 計 画 決 定	—	—							—
	下水道法事業計画	令和 5年 12月 19日 下第560号	360	40,280	17,420	47,193.32			S62～R8	事業計画期間延伸、ストックマネジメント計画
	都市計画法事業認可	令和 6年 2月 2日 千葉県告示51号	360			47,193.32			S62～R8	事業計画期間延伸
第 5 回	全体計画	令和8年 3月	420	35,000	15,220					目標年度 R8→R33、原単位680%→ 615%、人口41,000人→35,000人、処理区界の変更（+1ha）
第13次変更 （今回変更）	都 市 計 画 決 定	令和 8年 月 日								
	下水道法事業計画	令和 8年 月 日								
	都市計画法事業認可	令和 8年 月 日								

関係機関との協議・調整経過一覧表

関係機関名	協議方法	協議の内容及び問題点	見直し又は結果	資料番号
河川清流課	打合せ	雨水排水区域の変更について	支障なし	1

下水道整備課

課長	補佐	計画班	記録
	 	    	

河川清流課

課長	補佐	担当
	  	 

打合せ・協議録

内 容	松戸都市計画下水道の排水区域の変更に伴う協議について
日 時	令和8年4月21日（火）13：00～13：45
場 所	河川清流課
河 川 清 流 課	大庭補佐
下 水 道 整 備 課	小関主査、西口

【要旨】

「松戸都市計画下水道【松戸市第1号公共下水道(江戸川左岸処理区)と松戸市第5号公共下水道(手賀沼処理区)】の排水区域の変更」の内容について説明し、当該変更地区の実質の雨水排水形態は計画当初の既計画と変わらないことから、河川管理者側も今回の変更手続きについて特に支障ないことを確認した。

【協議内容の詳細】

<下水道整備課>

別紙①②：今回協議内容資料、 別紙③：前回(平成24年度)協議内容資料 を基に内容を説明。

今年度 都市計画審議会で「松戸都市計画下水道【松戸市第1号公共下水道(江戸川左岸処理区)と松戸市第5号公共下水道(手賀沼処理区)】の排水区域の変更」を予定。

排水区域の変更箇所は、松飛台地区の処理区境（別紙②参照）。

現在、江戸川左岸処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区は、一部区域（3.9ha）が都市計画決定では、手賀沼処理区に含まれる。

一部区域（3.9ha）は、H24年度に実施した都市計画決定において、汚水計画とともに江戸川左岸処理区から手賀沼処理区へ編入した経緯（別紙③）があるが、実際の排水区の吐口は、江戸川左岸処理区にある。

そのため、下流先との整合を図り、手賀沼処理区の春木川東部第1排水区および春木川東

部第2排水区の一部区域(3.9ha)を江戸川左岸処理区に変更する都市計画手続きを行うために放流先の河川管理者と変更内容の確認をしたい。

排水区名	既計画 (H24年度)		変更計画 (R8年度)		放流先 等
	松戸市 第1号 公共下水道 (江戸川左岸 処理区)	松戸市 第5号 公共下水道 (手賀沼 処理区)	松戸市 第1号 公共下水道 (江戸川左岸 処理区)	松戸市 第5号 公共下水道 (手賀沼 処理区)	
春木川 東部 第1 排水区	約 147ha	約 1ha	約 148ha 増減: +1ha (+0.6ha)	— 増減: -1ha (-0.6ha)	※変更なし 春木川1号水路 (準用河川 春木川) 放流箇所: 松戸市 日暮7丁目地先 計画放流量: 25.290 m ³ /s
春木川 東部 第2 排水区	約 98ha	約 3ha	約 101ha 増減: +3ha (+3.3ha)	— 増減: -3ha (-3.3ha)	※変更なし 春木川2号水路 (普通河川 紙敷川) 放流箇所: 松戸市 紙敷1丁目地先 計画放流量: 24.990 m ³ /s
増減(計)			(+3.9ha)	(-3.9ha)	

<河川清流課>

今回の変更により雨水の排水形態は現状から変わらないこと、また、平成24年度以前の計画当初の既計画に戻るのみのため、河川清流課として問題はなく、松戸都市計画下水道(松戸市第1号及び第5号公共下水道)の排水区域の変更に支障はない。

以上

○松戸都市計画下水道の変更に伴う協議について

R8.4

協議内容

今年度 都市計画審議会で「松戸都市計画下水道【松戸市第1号公共下水道（江戸川左岸処理区）と松戸市第5号公共下水道（手賀沼処理区）】の排水区域の変更」を予定しています。

排水区域の変更箇所は、松飛台地区の処理区境（別図参照）になります。

現在、江戸川左岸処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区は、一部区域（3.9ha）が都市計画決定では、手賀沼処理区に含まれます。

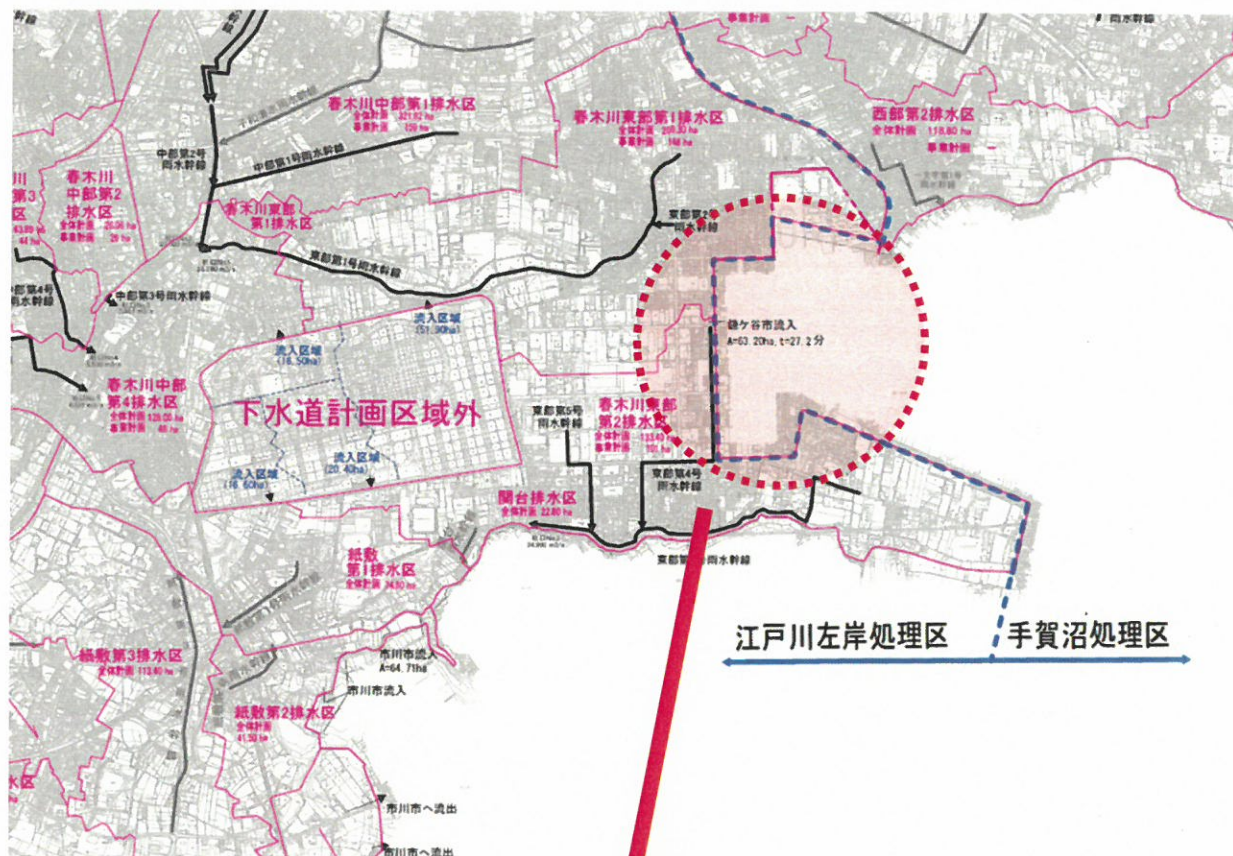
一部区域（3.9ha）は、H24年度に実施した都市計画決定において、污水計画とともに江戸川左岸処理区から手賀沼処理区へ編入した経緯（別紙参照）がありますが、実際の排水区の吐口は、江戸川左岸処理区にあります。

そのため、下流先との整合を図り、手賀沼処理区の春木川東部第1排水区および春木川東部第2排水区の一部区域（3.9ha）を江戸川左岸処理区に変更する都市計画手続きを行うために放流先の河川管理者と変更内容の確認をしたい。

排水区名	既計画（H24年度）		変更計画（R8年度）		放流先 等
	松戸市 第1号 公共下水道 （江戸川左岸 処理区）	松戸市 第5号 公共下水道 （手賀沼 処理区）	松戸市 第1号 公共下水道 （江戸川左岸 処理区）	松戸市 第5号 公共下水道 （手賀沼 処理区）	
春木川 東部 第1 排水区	約 147ha	約 1ha	約 148ha 増減：+1ha （+0.6ha）	— 増減：-1ha （-0.6ha）	※変更なし 春木川1号水路 （準用河川 春木川） 放流箇所：松戸市 日暮7丁目地先 計画放流量： 25.290 m ³ /s
春木川 東部 第2 排水区	約 98ha	約 3ha	約 101ha 増減：+3ha （+3.3ha）	— 増減：-3ha （-3.3ha）	※変更なし 春木川2号水路 （普通河川 紙敷川） 放流箇所：松戸市 紙敷1丁目地先 計画放流量： 24.990 m ³ /s
増減（計）			(+3.9ha)	(-3.9ha)	

変更箇所

【参考：松戸市公共下水道全体計画一般図(雨水)】



赤色箇所が現在の都市計画決定では、手賀沼処理区に含まれている。
下流先の処理区として、汚水の計画は正しいが、雨水の計画は、実際の排水区の吐口と異なっている。

打合せ報告書

下水道整備課

課長	専門監	補佐	主幹	庶務班長	工事班長	計画班長	担当
							

河川清流課

課長	補佐	担当
		

件名	松戸都市計画下水道の変更に伴う協議について
年月日	平成24年6月20日（水）午前10:00～10:20
場所	河川清流課内打合せスペース
出席者	河川清流課：宇賀補佐、若林主幹 下水道整備課：西原主幹、中澤技師、小池
要旨	松戸都市計画下水道（松戸市第1号及び第5号公共下水道）の変更内容について説明し、当該変更地区の実質の雨水排水形態は既計画と変わらないことから、河川管理者側も今回の変更手続きについて特に支障ないことを確認した。
結果	<下水道整備課> 今回協議する地区（松飛台地区）は、昭和49年に都市計画松戸市第1号公共下水道（江戸川左岸処理区）として都市計画決定した地区であり、決定当時は、雨水排水については、春木川東部第1排水区と春木川東部第2排水区の2つの系統に分けて処理をする計画であった。 春木川東部第1排水区系統は、隣接する鎌ケ谷市から11.28haの流入を受けて、東部第1号雨水幹線にて日暮7丁目地先の準用河川春木川に25.290m³/sの雨水を流出させ、春木川東部第2排水区系統は、鎌ケ谷市から63.20haの流入を受けて、東部第4号雨水幹線及び東部第3号雨水幹線にて紙敷1丁目地先の紙敷川に24.990m³/sの雨水を流出させる計画であった。 今回、効率的な下水道整備（污水管渠整備）を行うため、松飛台地区約4ha（3.9ha）を松戸市第1号公共下水道（江戸川左岸処理区）から廃止し、松戸市第5号公共下水道（手賀沼処理区）に編入する都市計画の変更を予定している。下水道の計画は污水の処理区ごとに策定しているため、計画書上、雨水の排水区も松戸市第1号公共下水道の区域であった上記2つの排水区の一部が、松戸市第5号公共下水道に変更となる。 この変更により現計画から雨水の排水形態が変わるものではないが、今後都市計画の変更手続きに入るので、念のため放流先の河川管理者と変更内容について確認したい。

	既計画		変更計画		放流先 等
	松戸市 第1号 公共下水道 (江戸川左岸 処理区)	松戸市 第5号 公共下水道 (手賀沼 処理区)	松戸市 第1号 公共下水道 (江戸川左岸 処理区)	松戸市 第5号 公共下水道 (手賀沼 処理区)	
排水区名					
春木川 東部 第1 排水区	約 148 ha	—	約 147 ha 増減: -1 ha (-0.6 ha)	約 1 ha 増減: +1 ha (+0.6 ha)	※ 変更なし 春木川1号水路 (準用河川 春木川) 放流箇所: 松戸市 日暮7丁目地先 計画放流量: 25.290 m ³ /s
春木川 東部 第2 排水区	約 101 ha	—	約 98 ha 増減: -3 ha (-3.3 ha)	約 3 ha 増減: +3 ha (+3.3 ha)	※ 変更なし 春木川2号水路 (普通河川 紙敷川) 放流箇所: 松戸市 紙敷1丁目地先 計画放流量: 24.990 m ³ /s
(計)			(-3.9 ha)	(+3.9 ha)	

<河川清流課>

今回の変更により雨水の排水形態は現状から変わらないため、河川清流課として問題はなく、松戸都市計画下水道（松戸市第1号及び第5号公共下水道）の変更に支障はない。

【参考図】

